給与支払報告書の提出方法について

令和９年度分町県民税の給与特別徴収は、令和８年中に給与を受給しており、かつ令和９年４月１日現在も給与を受給する見込みの方は、原則として全員が特別徴収となります。

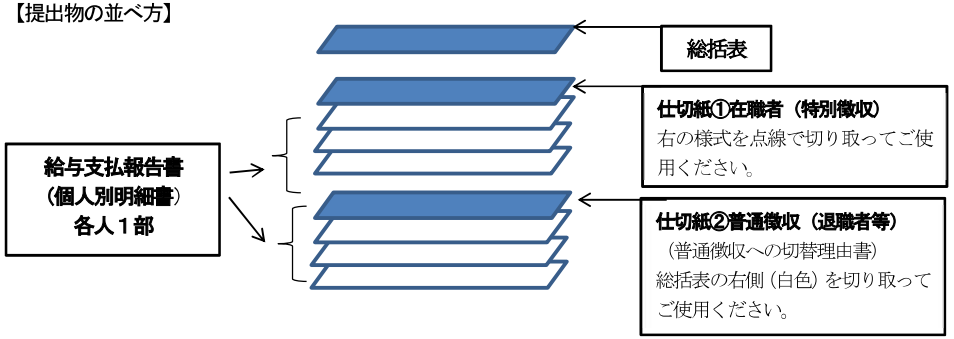
ただし、仕切紙②「普通徴収への切替理由書」に記載された切替理由Ａ～Ｄのいずれかに該当する場合は、普通徴収による納付を選択することができます。

普通徴収に該当する方がいる場合は、その方の給与支払報告書（個人別明細書）の摘要欄に「普通徴収」と記入し、該当する理由区分（Ａ～Ｄ）を記入してください。（例**「普通徴収　理由Ａ」**）。

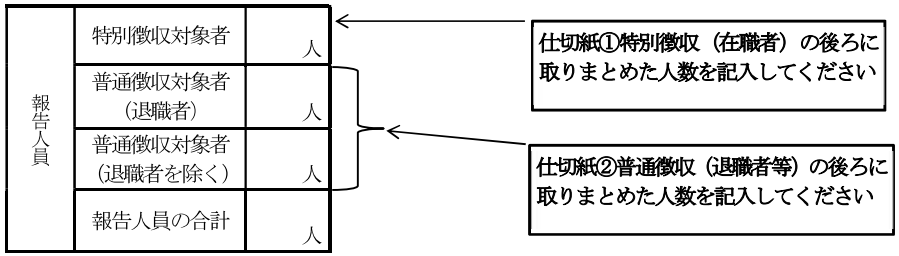
○給与支払報告書の提出について

・総括表は、給与支払報告書の一番上にしてください。貴社製の総括表を使用する場合は、中山町から送付した総括表を未記入のまま同封してください。
・特別徴収分は、【仕切紙①特別徴収（在職者）】の人数を記入し、その後ろにまとめてください。
・普通徴収分は、【仕切紙②普通徴収への切替理由書】を記入し、その後ろにまとめてください。
　※ 普通徴収への切替理由に該当しない場合は、特別徴収として課税させていただく場合があります。
・これらの書類は、バラバラにならないようにクリップ等で挟んで提出してください。

【提出物の並べ方】



【総括表の報告人員記入方法】



○電子申告による給与支払報告書提出

ｅＬＴＡＸ等の電子媒体で給与支払報告書を提出する場合は、普通徴収に該当する方の「普通徴収」欄に必ずチェックを入力してください。また、摘要欄に普通徴収の理由区分を記入してください。

仕切紙①　特別徴収（在職者）

※指定番号	

山形県中山町提出用

この仕切紙①の後ろに特別徴収（在職者）の給与支払報告書（個人別明細書）を取りまとめてください。

特別徴収（在職者）の人数　＿＿＿＿＿＿人

後ろに取りまとめる個人別明細書の提出人数と一致していること、総括表の「特別徴収」に記入する人数と一致していることをあわせて確認してください。